

平成29年度  
下関市介護保険サービス事業者集団指導

《 個 別 編 》

9

（特定施設入居者生活介護、  
介護予防特定施設入居者生活介護）

資 料
-----

## 〔 目 次 〕

実地指導における主な指摘事項及び留意点について .....	1
特定施設サービス計画に係る留意点について .....	3
勤務時間の区分等の管理について .....	10
一般型特定施設入居者の介護サービスの利用について .....	12
医療機関連携加算の算定に係る留意点等について .....	14
介護支援専門員証について .....	16
養介護施設従事者等による高齢者虐待について .....	32

## 実地指導における主な指摘事項及び留意点について

平成 28 年度に実施した特定施設入居者生活介護事業所への実地指導を中心に、主な指摘事項を掲載していますので今後の業務の参考としてください。(口頭指導を含みます。)

施設サービス計画については、個別編 3 ページに掲載しています。  
医療機関連携加算については、個別編 14 ページに掲載しています。

### (1) 重要事項説明書

- ・内容に不十分な箇所がある。  
(従業者の勤務の体制(常勤及び非常勤の介護職員の員数の内訳等)の不備、介護報酬の 2 割負担に係る記載が無いなど)

#### 【参考】

(内容及び手続の説明及び契約の締結等)

第 221 条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、第 232 条の運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

下関市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例  
(平成 24 年 12 月 25 日下関市条例第 70 号)より一部抜粋

### (2) 勤務体制の確保

- ) 勤務表について、電子データで作成していた勤務予定表に日々の実績を上書き記録する様式となっており、結果として過去の勤務実績は確認できるが、勤務予定表が保管されていない。

勤務状況の明確化と人員管理の適正化の観点から、月ごとの勤務予定表及び実績表を作成し、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、兼務関係、利用者数に対する必要人員の確認に係る常勤換算後の員数を記載すること。なお、勤務予定表と勤務実績表を一体の様式に調製し、記載することは差し支えない。

- ) 研修内容をミーティング等の機会で他従業員へ周知しているとのことであったが、当該周知した旨の記録がなかった。

研修内容を周知する際は、単なる伝聞に留まらず、従業員が確実に閲覧したことがわかるように押印等により記録を残し、常時閲覧可能な状態で保管すること。

- ) 特定施設入居者生活介護サービスのうち、主に入浴介助に従事する介護職員の勤務時間について、利用者の特別な希望により行われる個別的な介護サービス(以下、「介護保険外サービス」という。)の提供に係る時間を区分していない。

看護・介護職員が当該サービスを行った場合は、居宅サービス基準等上の看護・介護職員の人員の算定において、当該看護・介護職員の勤務時間から介護保険外サービスに要した時間を除外して算定(常勤換算)しなければならない。このことに留意し、介護保険外サービスの提供に係る時間を管理し、指定(介護予防)特定施設入居者生活介護の勤務予定表及び実績表における常勤換算後の員数を算出すること。なお、サービス提供体制強化加算における職員の割合の算出における常勤換算においても同様のこと。

- ) 主に通院介助等(介護保険外サービスを含む。)の業務に従事し、特定施設入居者生活介護サービスのケア記録にも提供者として記載のある従業員について、勤務表に記載がない。

指定(介護予防)特定施設入居者生活介護は、当該指定特定施設の従業員によって提供しなければならない。よって、職務に従事している従業員については、漏れなく勤務表に記載すること。なお、運営規程及び重要事項説明書に記載の従業員の員数に係る取り扱い及び変更の届出については、『平成25年度下関市介護保険サービス事業者集団指導資料』22ページを参照すること。

**【参考】**

- ・「下関市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成24年12月25日下関市条例第70号)第70号第233条、第248条
- ・「下関市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」(平成24年12月25日下関市条例第71号)

## 特定施設サービス計画に係る留意点について

特定施設サービス計画(ケアプラン)に係る留意点について、過去の実地指導の結果(口頭指導分を含む。)を踏まえた留意点を掲載しますのでケアプラン作成時の参考としてください。

### 【特定施設サービス計画・各表の記載事項に関する留意点】

#### 〔指摘事項〕

特定施設サービス計画の作成にあたって、施設サービス計画書を使用しているが、その内容に不十分な箇所がある。

#### 〔主な指導内容〕

##### 第1表

「利用者及び家族の生活に関する意向」において、家族の意向を記載する際は、当該家族が当該利用者とのどのような関係が分かるように続柄を記載すること。

例：夫、長女、次男、兄など

「介護認定審査会の意見及びサービスの種類の指定」において、被保険者証の認定審査会意見及びサービスの種類の指定に記載がない場合には、そのことが分かるように「特になし」等の記載をすること。

「総合的な援助の方針」において、緊急事態が起こることが想定される利用者について、緊急時の対応先として家族の連絡先等を記載すること。

##### 第2表

目標の一部が介助者の目標となっているため、利用者の目標を記載すること。

例：「汚染時の対応を速やかに行うことができる。」などは不適切

通院介助等、必要時に提供するサービスについても位置づけること。なお、当該サービスが介護保険外サービスである場合にも同様のこと。

短期目標は、長期目標の達成のため踏むべき段階として設定したものにする。

##### 第3表

第2表を元として作成し、第2表と第3表の内容の整合を図ること。

例：居室掃除の実施曜日が第2表と第3表で異なる場合など

##### 第4表

「主な日常生活上の活動」において、食事についての記載のみの事例があるため、利用者の起床や就寝、排泄などを含めた平均的な1日の過ごし方について記載すること。

## 【特定施設サービス計画・各表の記載事項に関する留意点】

### 〔指摘事項と指導内容〕

更新時において、(介護予防)特定施設サービス計画については、サービス担当者会議を行い、同意を得ているが、暫定プランとしての取り扱いを行っていた。その後、認定結果が出たのち、利用者の同意を得た(介護予防)特定施設サービス計画は、サービス担当者会議や照会等を行わず、(介護予防)特定施設サービス計画として同意を得ていた。

(介護予防)特定施設サービス計画の作成に当たっては、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従事者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ(介護予防)特定施設サービス計画の原案を作成すること。

特定施設サービス計画と訪問介護計画が一体的に作成されている。(外部型サービスのみ)

訪問介護計画等の外部サービスに係る計画は、特定施設サービス計画とは別に、受託居宅サービス事業所に作成させること。

特定施設サービス計画の作成においては、利用者に対するサービスが総合的に提供されるよう、介護保険給付の対象とならない介護サービスに関する事項をも含めたものとする必要があります。

外部サービス利用型においては、上記のほか、次の事項に留意してください。

### 〔留意点〕

計画作成担当者は、他の外部サービス利用型特定施設従業者と受託居宅サービス事業者と協議の上、特定施設サービス計画の原案を作成すること。

受託居宅サービス事業者のサービス計画(訪問介護計画、通所介護計画等)は、特定施設サービス計画と整合が図られなければならないこと。

事業者は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅サービスが提供されるよう、必要な措置を講じること。(例：外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業所従業者による会議を開催し、利用者への介護サービス提供に係る情報伝達、特定施設サービス計画作成にあたっての協議等を行うこと。)

次ページより参考資料を掲載します。

第1表

施設サービス計画書(1)

作成年月日 年 月 日

初回・紹介・継続 認定済・申請中

利用者名	_____
施設サービス計画作成者氏名及び職種	_____
施設サービス計画作成介護保険施設名及び所在地	_____
施設サービス計画作成(変更)日	年 月 日
施設サービス計画作成(変更)日	年 月 日
認定日	年 月 日
要介護状態区分	要介護1 ・ 要介護2 ・ 要介護3 ・ 要介護4 ・ 要介護5
利用者及び家族の生活に対する意向	<p>誰の意向が分かりやすいように利用者とその家族の意向を区別して、利用者『 』、長男『 』のように、それぞれが発言した言葉をそのまま記載します。                  ・家族の意向を記載する際は、利用者にとって誰にあたるのか分かるように続柄等を記載します。</p>
介護認定審査会の意見及びサービス種類の指定	<p>被保険者証の同じ項目に記載がない場合は、確認したことがわかるように「特になし」等を記載します。</p>
総合的な援助の方針	<p>家族(キーパーソン)の連絡先も記載してください。また、疾病等で緊急事態が想定される場合は、医師の了承を得て、医師の連絡先を記載します。</p>

初回:当該介護保険施設で初めて計画を作成  
 紹介:他の介護保険施設又は居宅介護支援事業所から紹介された場合  
 継続:「初回」、「紹介」以外  
 当該介護保険施設において過去に計画を作成した経緯がある利用者が退所後一定期間を経過した後に居宅介護支援事業者等から紹介を受けた場合には、「紹介」、「継続」の両方で囲みます。

・暫定プランの際は記載しません。どこか余白に「暫定」と記載すると、暫定プランであることがより分かりやすいです。



**週間サービス計画表**

作成年月日 年 月 日  
 作成年月日 年 月 日

利用者名： 殿

深 夜 早 朝	4:00 6:00 8:00 10:00 12:00 14:00 16:00 18:00	月	火	水	木	金	土	日	主な日常生活上の活動
		日							
午前									
午後									
夜間									
深夜									
4:00									
週単位以外のサービス									

・第2表とサービス内容、日時、回数が整合がとれているか確認し、何曜日などの時間帯に、どんなサービスが利用者に提供されるのかが分かりやすく記載します。

・起床、就寝、食事、排泄等の1日の平均的な過ごし方を記載します。

・2表に記載がある週単位以外のサービスについては全て記載します。  
 ・週単位以外のサービスも忘れずに記載してください。

時間帯	平日		休日		サービス
	日数	時間	日数	時間	
4:00					
6:00					
8:00					
10:00					
12:00					
14:00					
16:00					
18:00					
20:00					
22:00					
24:00					
2:00					
4:00					
週単位以外のサービス					

(注)「週間サービス計画表」との選定による使用可。

第5表

サービス担当者会議の要点

作成年月日 年 月 日

利用者名 殿 施設サービス計画作成者(担当者)氏名

開催日	年	月	日	開催場所	開催時間	開催回数	
会議出席者				所属(職種)	氏名	所属(職種)	氏名
検討した項目							
検討内容							
結論							
残された課題 (次回の開催時期)							

・利用者本人、利用者家族が参加している場合は所属(職種)に「本人」、「夫」等の続柄を記載します。  
 ・各サービス担当者は、事業所名と職種を記載します。

・欠席したサービス担当者がある場合は、担当者の氏名、所属(職種)、欠席した理由、照会した年月日、照会した内容、照会に対する回答を記載します。  
 ・照会について別の様式を活用して記録を残している場合は、当該項目に記載は不要ですが、その照会の記録は必ず本表と一体で保存してください。

・会議で検討した項目について、それぞれ検討内容を記載します。

・会議の結論について記載します。

・必要と考えられるが本人の希望等により利用しなかった施設サービスや次回の開催時期、開催方針等を記載します。



## 勤務時間の区分等の管理について

勤務時間の区分等の管理については、平成28年度集団指導《個別編》(P14～15)を再掲します。人員基準必要員数の確認や、従業者の勤務時間の区分等の管理について、以下の点に留意の上、随時ご確認をお願いします。

### 1. 利用者数の算出について

職員配置の基礎となる利用者の数(前年度の平均値)の算出方法について、前年度の全利用者等の延数を当該前年度の日数(365日又は366日)で除する(小数点第2位以下を切り上げる)ことにより算出してください。

☞ 算出資料は各事業所で保管し、人員の変更等により市へ指定事項等変更届を提出する場合には、当該「利用者の数」について勤務表等に記載してください。(任意様式により別紙を作成しても可)

### 2. 他事業所との兼務について【外部】

外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業所の介護職員が、養護老人ホームや指定訪問介護等(受託居宅サービスとしてのサービスを含む。)の業務を兼務している場合においては、勤務表ではそれぞれの勤務時間を区分して記載してください。なお、介護職員としての常勤換算数を毎月算定し、必要な人員配置ができているかを確認してください。

なお、区分の方法として、1日の勤務時間である8時間を、勤務形態及び曜日によって、特定施設、養護老人ホーム、訪問介護の業務に従事する時間に按分する場合は、按分された勤務時間数が実際の勤務実態と相違しないよう、実態に即した按分方法としてください。

上記のとおり、勤務時間を事業ごとに区分した上で、**指定特定施設並びに受託居宅サービス事業所それぞれの人員基準を満たすように**してください。特に、受託居宅サービス事業所で人員基準上、常勤や専従の要件が求められている職種については、特段の注意が必要です。(例：指定訪問介護事業所のサービス提供責任者(加配ではない者))

### 3. 機能訓練指導員の兼務について【一般】

一般型特定施設入居者生活介護事業所において、機能訓練指導員は当該特定施設における他の職務に従事することができるものとされているため、看護職員と兼務することは可能です。この場合、それぞれに係る勤務時間の合計が常

勤の従業者が勤務すべき時間に達していれば、常勤の要件を満たすため、人員基準上は、機能訓練指導員として常勤1、看護職員として常勤1を同時に満たすこととなります。

ただし、個別機能訓練加算を算定する場合、専従の機能訓練指導員の配置が要件となり、当該機能訓練指導員が同一事業所内の他の職務に従事する（専従ではない）場合は、当該加算は算定できません。

なお、上記加算における常勤専従の要件配置の加配の職員が、看護職員と機能訓練指導員を兼務することは可能です。

#### 4. 個別的な選択による介護サービスに係る勤務時間について

利用者の特別な希望により行われる個別的な選択による介護サービスを、看護・介護職員が行った場合は、指定特定施設入居者生活介護事業所における当該看護・介護職員の勤務時間から当該サービスに要した時間を差し引くこととなります。よって、事業所においては、当該サービスに要した時間を管理する必要があります。

##### 【参考】

「特定施設入居者生活介護事業者が受領する介護保険給付対象外の介護サービス費用について」  
(平成12年3月30日老企第52号 最終改正;平成27年3月27日老介発0327第1号)より一部抜粋

##### 2 保険給付対象外の介護サービス費用を受領できる場合

###### (2) 個別的な選択による介護サービス利用料

あらかじめ特定施設入居者生活介護として包括的かつ標準的に行うものとして定めた介護サービスとは別に、利用者の特別な希望により行われる個別的な介護サービスについては、その利用料を受領できるものとする。ただし、当該介護サービス利用料を受領する介護サービスは、本来特定施設入居者生活介護として包括的に行うべき介護サービスとは明らかに異なり、次のからまでのように個性性の強いものに限定される必要がある。

なお、看護・介護職員が当該サービスを行った場合は、居宅サービス基準等上の看護・介護職員の人数の算定において、当該看護・介護職員の勤務時間から当該サービスに要した時間を除外して算定(常勤換算)することとする。

###### 個別的な外出介助

利用者の特別な希望により、個別に行われる買い物、旅行等の外出介助(当該特定施設の行事、機能訓練、健康管理の一環として行われるものは除く。)及び当該特定施設が定めた協力医療機関等以外の通院又は入退院の際の介助等に要する費用。

###### 個別的な買い物等の代行

利用者の特別な希望により、当該特定施設において通常想定している範囲の店舗以外の店舗に係る買い物等の代行に要する費用。

###### 標準的な回数を超えた入浴を行った場合の介助

利用者の特別な希望により、当該特定施設が定めた標準的な入浴回数を超えた回数(当該特定施設が定めた標準的な入浴回数が1週間に3回である場合には4回以上。ただし、居宅サービス基準第185条第2項及び地域密着型サービス基準第120条第2項並びに介護予防サービス基準第48条第2項の規定により1週間に2回以上の入浴が必要であり、これを下回る回数を標準的な入浴回数とすることはできない。)の入浴の介助に要する費用。

## 一般型特定施設入居者の介護サービスの利用について

以下の基準について厚生労働省に照会した結果を紹介いたします。今後のサービス提供の際、参考としてください。

### 【国基準】

(指定特定施設入居者生活介護の提供の開始等)

第222条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由なく入居者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供を拒んではならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が指定特定施設入居者生活介護に代えて当該指定特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げてはならない。

下関市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例  
(平成24年12月25日下関市条例第70号)より一部抜粋

### 質問

指定特定施設入居者生活介護事業所(以下、「特定施設」)の入居者が、当該特定施設とは介護保険サービスに係る契約及び利用をせずに、個別に居宅介護支援事業者と契約し、指定通所介護や指定訪問介護等の外部の介護保険サービスを利用することは可能か。

また、可能な場合、当該特定施設の従業者が当該入居者に対して行うことのできる援助の範囲等は如何。

### 厚生労働省 回答

可能である。

特定施設入居者が外部のサービスを利用することは差し支えない。ただし、特定施設入居者生活介護費とその他居宅サービス費とは、どちらか一方しか算定できない。勤務時間は自費サービス同様に区分する必要がある。

前ページの取扱いをする場合においては、以下の事項に留意してください。

特定施設入居者生活介護を受けている間については、その他の指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに係る介護給付費（居宅療養管理指導費を除く。以下、「居宅サービス費等。」）は算定できません。したがって、**当該特定施設入居者生活介護費と居宅サービス費等とは、どちらか一方しか算定できず、算定できないサービスについては介護保険給付対象外のサービス（自費サービス）となります。**

特定施設の従業者が当該入居者に何らかの介助を行った場合、当該入居者に係るサービスは全て**自費サービス**として当該入居者が負担することとなります。したがって、その介助に要した時間は、保険給付対象外の介護サービスを提供するのと同様、**特定施設サービスの勤務時間と区分する必要があります。**

勤務時間の区分により、特定施設の介護・看護職員の**常勤換算数が変わる場合があります。**このため、上記の時間（自費サービスの提供に従事する時間）を除外しても人員基準上必要となる常勤換算数を満たすように注意してください。

また、サービス提供体制強化加算における**職員の割合の算出にあたっても、上記の時間は、特定施設の従業者の勤務時間から除外する必要があります**ので、算定している加算の規定の割合を下回らないように注意して下さい。

【その他 国 Q&A (H12.4.28)】

- ・ 特定施設事業者が入居者（利用者）に対して提供すべき介護サービスの業務の一部を外部事業者に委託する場合は、特定施設事業者が委託費を支払うことにより可能。（例：機能訓練を外部の理学療法士に委託）
- ・ 特定施設の利用者が、自らの希望により、特定施設の一環として行われる介護サービスとは別の外部サービスを利用する場合、利用者の自己負担により可能。

☞平成28年度集団指導《個別編》P30～31 参照

## 医療機関連携加算の算定に係る留意点等について

医療機関連携加算の算定に係る留意点について平成28年度集団指導《個別編》(P12～13)を再掲します。また、留意点についての質問及び指導内容について一部加筆しておりますので、医療機関連携加算の算定にあたり、再度ご確認ください。

### 【留意点】

協力医療機関等に情報提供日前30日以内において、(介護予防)特定施設入居者生活介護を算定した日が14日未満である場合には算定できないこと。  
協力医療機関等には歯科医師を含むこと。

**あらかじめ、事業者と協力医療機関等で、情報提供の期間及び利用者の健康の状況の著しい変化の有無等の提供する情報の内容について、定めておくこと。**(必要に応じてこれら以外の情報の提供をすることも可。)

**看護職員は、前回の情報提供日から次回の情報提供日までの間において、市条例229条に基づき、利用者ごとに健康の状況について随時記録すること。**  
協力医療機関等への情報提供について、面談、文書(FAXを含む。)又は電子メールにより行い、情報を提供した場合においては、協力医療機関の医師又は利用者の主治医から、**署名あるいはそれに代わる方法により受領の確認を得ること。**(複数の利用者の情報を同時に提供した場合には、一括して受領の確認を得ることも可能。)

市条例第229条(健康管理)

第229条 指定特定施設の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

留意点 に関して、市に寄せられた質問を以下に掲載しますので参考にしてください。

### 【質問】

各医療機関で情報提供の様式が異なっても構わないか。

### 【回答】

構わない。提供する情報とは、算定する利用者全員一律に定まっておらず、各利用者の健康状況により異なると考えられる。また、提供する情報によっては記録されている様式が異なることも考えられる。

実地指導で過去に指導を行った内容について以下に掲載しています。今一度点検をお願いいたします。

医療機関連携加算に係る指導事項について

指摘事項	指導内容
<p>協力医療機関等に情報提供を行うに当たり、情報提供の期間及び提供する情報の内容について定めていない。</p> <p>協力医療機関の医師以外の利用者の主治医に情報を提供した場合において、署名あるいはそれに代わる方法により受領の確認を得ていない。</p> <p>協力医療機関等に情報を提供した場合においては、協力医療機関の医師又は利用者の主治医から、署名あるいはそれに代わる方法により受領の確認を得る必要があるが、医師の氏名が記されたゴム印の印影をもって、受領の確認としていた事例が散見された。</p> <p>あらかじめ、協力医療機関等と、情報提供の期間及び利用者の健康の状況の著しい変化の有無等の提供する情報の内容について定めているが、現在の実施状況において、取り決めの内容と異なっている部分がある。</p> <p>協力医療機関等に情報提供をしているが、その事実が書面にて確認できていない。</p>	<p>当該加算を算定するに当たっては、あらかじめ、貴法人と協力医療機関等で、情報提供の期間及び利用者の健康の状況の著しい変化の有無等の提供する情報の内容についても定めておくこと。</p> <p>協力医療機関の医師のみならず、利用者の主治医に情報を提供した場合においても、署名あるいはそれに代わる方法により受領の確認を得ること。</p> <p>「それ(署名)に代わる方法」とは、印章による押印など、社会通念上署名と同等の意味合いを持つ方法を指し、医師の氏名が記されたゴム印の押印がそれに値するとは認められない。よって、今後は、協力医療機関の医師又は利用者の主治医から、署名を得るか、印章による押印など、社会通念上署名と同等の意味合いを持つ方法により、受領の確認を得ること。</p> <p>情報提供の適正化の観点から、現況と合わせた内容に訂正すること。</p> <p>情報提供する期間及び内容について定めたものを当該加算算定に係る資料として、記録し保管すること。</p>

## 介護支援専門員証について

介護支援専門員証の有効期限は5年となっておりますので、5年ごとに介護支援専門員証の更新が必要になります。

人員基準上、介護支援専門員が必要なサービスについて、介護支援専門員が介護支援専門員証の更新を行っていない場合、当該介護支援専門員を介護支援専門員の員数に含めることができないため、人員基準違反となることがあります。また、サービスによっては、介護支援専門員の人員基準欠如による減算となる場合もあります。

さらに、介護支援専門員証の更新をせず、介護支援専門員として業務を行った場合、介護支援専門員の登録自体が削除され、5年間登録ができません。

つきましては、介護支援専門員自身の管理はもちろんのこと、法人としても、介護支援専門員証の写しを保管し、介護支援専門員証の更新を促すなど、人員基準違反等を未然に防止できる体制を構築するようお願いいたします。

なお、更新した介護支援専門員証が届きましたら、当該介護支援専門員証の写し(指定事項等変更届の添付は不要です。)を必ずご提出ください。

### ( 参 考 )

- ・ 介護支援専門員証の更新等を含む介護支援専門員にかかる情報については、ホームページ「山口県介護保険情報ガイド かいごへるぶやまぐち」にも掲載されています。関係通知等とあわせ、こちらの更新状況についても随時ご確認され、業務に役立てていただきますようお願いいたします。

#### ホームページ掲載箇所

山口県介護保険情報ガイド かいごへるぶやまぐち > 介護支援専門員  
アドレス <http://www.kaigo.pref.yamaguchi.lg.jp/caremanager/>

## 介護支援専門員証の更新について

介護支援専門員証の有効期間を更新するためには、有効期間が満了する前に次の(1)(2)の手続きが必要です。

(1)更新のために必要な研修を受講する。

更新研修は、有効期間満了日の2年前頃から受講可能。

実務経験の有無等により、受講すべき研修が異なります。(24～26ページ参照)

(2)研修修了後に下記提出書類(介護支援専門員証交付申請書(別記第6号様式)等)を提出する。研修を受講しただけでは、介護支援専門員証は交付(更新)されません。

手続きをせず、有効期間が満了(失効)してしまった場合は、介護支援専門員として業務に就くことはできません。

再び業務に就くためには、再研修を受講の上、研修修了後に介護支援専門員証の交付申請をし、新たに5年間有効な介護支援専門員証の交付を受ける必要があります。

介護支援専門員として就労される方は、お手元の介護支援専門員証の有効期間満了日を確認の上、更新に必要な研修の確認や更新手続き等に備えてください。

また、各事業所におかれましても、介護支援専門員として雇用している従業者がおられる場合は、介護支援専門員証の有効期間の確認・手続き等に遺漏のないよう、お願いします。

### 更新手続きにかかる提出書類等

#### 【提出書類】

- 1 介護支援専門員証交付申請書(別記第6号様式)  
様式は県HPかいごへるぷやまぐちからダウンロード  
申請書に貼付するもの
  - ・山口県収入証紙 4,200円(市役所、町役場、県内県税事務所で購入可)
  - ・写真(縦3cm×横2.4cm 交付申請前6ヶ月以内に撮影した、無帽、正面、上半身、無背景のもので、裏面に氏名を記載したもの)
- 2 研修の修了証明書の写し  
更新に必要な研修修了証明書の写しを全て添付(24～26ページ参照)
- 3 介護支援専門員証の写し 原寸をA4用紙にコピーのこと
- 4 返信用封筒  
定形郵便封筒(縦23.5cm×横12cm以内)に簡易書留代392円分(H26.4料金改正)の切手を貼付、返送先の住所・氏名を記載したもの
- 5 介護支援専門員証登録事項変更届出書(別記第3号様式) 住所・氏名に変更がある場合のみ

#### 【提出期限】

有効期間満了日の1ヶ月前までに提出(4ヶ月前から受付)

#### 【提出先】

〒753-8501

山口市滝町1-1 山口県長寿社会課 地域包括ケア推進班

#### 【その他】

交付申請書を提出済みの方で、有効期間満了日の10日前になっても更新後の介護支援専門員証が届かない場合は、地域包括ケア推進班(083-933-2788)までお問い合わせください。

## 介護支援専門員Q & A

- 【登録関係】 問1 ~ 問4  
 【介護支援専門員証の交付関係】 問5 ~ 問10  
 【認定調査員関係】 問11  
 【研修関係】 問12 ~ 問19

[参考資料1] 介護支援専門員の更新研修等について

[参考資料2] 介護支援専門員の更新に係る研修フローチャート(初回・2回目以降)

### 【登録関係】

問1	平成17年度まで発行されていた「介護支援専門員登録証明書」について、介護支援専門員の登録番号(8桁)はどうか
----	--

(答) 登録番号は、35 + 登録証明書に記載のある6桁の番号 となる。

例えば、介護支援専門員登録証明書の記載番号

第98-0001号 35980001

第03-0100号 35030100

問2	氏名及び住所が変わったが、どのような手続きが必要であるか。
----	-------------------------------

(答) 登録事項である氏名や住所に変更があった場合は、届け出なければならないことになっています。

住所の変更の場合は、山口県ウェブサイト「かいごへるぶやまぐち」のケアマネジャー支援情報から「介護支援専門員登録事項変更届出書(第3号様式)」をダウンロードし、登録内容の変更の手続きをしてください。

なお、氏名に変更があった場合は、「介護支援専門員登録事項変更届出書(第3号様式)」及び「介護支援専門員証書換え交付申請書(第8号様式)」をダウンロードし、登録内容の変更と専門員証の書換えの手続きをしてください。

問3	山口県で登録しているが、他県に登録を移転するためには、どのような手続きが必要であるか。(山口県 他県)
----	---

(答) 移転を希望する都道府県の介護保険担当課に連絡し、当該県の「介護支援専門員移転申請書」様式を入手、その他の必要書類等を確認し用意した上で、山口県健康福祉部 長寿社会課地域包括ケア推進班(〒753-8501 山口市滝町1-1)に送付すること。(なお、住所等の変更が生じている場合は、山口県宛に「介護支援専門員登録事項変更届出書(第3号様式)」を併せて提出が必要。)

山口県が、送付された申請書の登録事項を確認した後、申請先の都道府県に送付する。(山口県を經由し、手続きを行う。)

問4	他県登録から、山口県に登録を移転するためには、どのような手続きが必要であるか。(他県 山口県)
----	---

(答) 登録移転の手続きは、「かいごへるぷやまぐち」から「介護支援専門員登録移転申請書(第2号様式)」及び「介護支援専門員証移転交付申請書(第7号様式)」をダウンロードし記入の上、その他の必要書類と併せて、登録している県の介護保険担当課に送付すること。

登録県が、送付された申請書の登録事項を確認した後、山口県に送付する。(登録県を経由し、手続きを行う。)

#### 【介護支援専門員証の交付関係】

問5	介護支援専門員の登録のみで、介護支援専門員証の交付を受けていない場合は、介護支援専門員の業務をしてよいか。
----	---

(答) 介護支援専門員証の交付を受けていなければ、介護支援専門員の業務をすることができない。

介護支援専門員証の交付申請は、「かいごへるぷやまぐち」から「介護支援専門員証交付申請書(第6号様式)」をダウンロードし、手続きを行うこと。

なお、所持している介護支援専門員証の有効期間が満了(失効)している場合も、介護支援専門員の業務をすることはできない。(問9参照)

問6	介護支援専門員証を紛失したが、どのような手続きが必要であるか。
----	---------------------------------

(答) 再交付の申請様式は、「かいごへるぷやまぐち」から「介護支援専門員証再交付申請書(第9号様式)」をダウンロードし、手続きを行うこと。

問7	介護支援専門員証を更新するためには、どのような手続きが必要であるか。
----	------------------------------------

(答) 定められた研修(24~26ページ参照)を修了した後、「かいごへるぷやまぐち」から「介護支援専門員証交付申請書(第6号様式)」をダウンロードし、有効期間が満了する概ね1か月前までに、申請手続きを行うこと。

手続きの詳細は、「かいごへるぷやまぐち」のケアマネジャー支援情報を参照のこと。

平成29年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》9  
(特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護)

問8	介護支援専門員証の更新に必要な研修を修了すると、新しい介護支援専門員証が送付されるか。
----	---

(答) 定められた更新研修を修了しただけでは、新しい介護支援専門員証を送付することはできない。更新手続きについては、前頁の問7を参照のこと。

問9	有効期間満了までに介護支援専門員証の更新手続きを行わなかったため、証が失効したが、今後、介護支援専門員の業務に就くためには、どのような手続きが必要であるか。
----	--

(答) 定められた研修(再研修)を修了した後、「かいごへるふやまぐち」から「介護支援専門員証交付申請書(第6号様式)」をダウンロードし、手続きを行うこと。  
(介護支援専門員証の交付を受けるまでは、業務に就くことはできない。)

問10	当面、介護支援専門員として業務に就く予定がないため、更新手続きを行わなかった。有効期間が満了し失効した証は、どうしたらよいか。
-----	---

(答) 失効した証(「介護支援専門員登録証明書(A4版,携帯用の両方)」又は「介護支援専門員証」)は、県に返却すること。(下記あて送付のこと。)

〔郵送先〕 〒753-8501 山口市滝町1-1  
山口県健康福祉部 長寿社会課地域包括ケア推進班

### 【認定調査員関係】

問11	「介護支援専門員証」の交付を受けていれば、市町から委託を受けて、認定調査員を引き受けることは可能か。
-----	--

(答) 認定調査員として、委託を受けるためには、認定調査員(新規)研修を修了していることが要件となっている。

なお、山口県では、平成11年度から19年度までは、介護支援専門員実務研修と併せて、認定調査員(新規)研修を実施していたので、介護支援専門員の登録番号が、3599、3500～3507の人は、すでに修了していることになる。

また、以下の～のいずれかに該当する者が、委託を受ける場合は、事前に研修を受講する必要がある。

3598の人で、平成11年度の補修研修(認定調査員(新規)研修)を受講していない人

3508から3515の人で、認定調査員(新規)研修を受講していない人

平成28年度介護支援専門員実務研修の修了者

他県の登録者で、認定調査員(新規)研修を受講していない人

### 【研修関係】

問12	平成29年度の研修は、いつ開始されるのか。
-----	-----------------------

(答) 概要については、4月初旬、山口県ウェブサイト「かいごへるぶやまぐち」に掲載しているところであり、詳細が決まり次第、順次更新します。

受講申込みの前に、必ず、開催要綱等を確認のこと。

問13	研修の受講を希望する場合は、どのようにしたらよいか。
-----	----------------------------

(答) 研修を受講する場合は、下記のいずれかの方法により、研修実施要綱等を入手の上、研修実施機関に申し込むこと。

研修開始時期の概ね2ヶ月前までには、「かいごへるぶやまぐち」に掲載するので、対象の研修実施要綱及び申込書をダウンロードすること。

郵送希望の場合は、各研修の実施機関(問19参照)に問い合わせること。

平成29年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》9  
(特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護)

問14	以前、介護支援専門員の業務に就いていたが、更新研修としては、どの研修を受講したらよいか。
-----	--

- (答) 過去に実務の経験がある人は、更新研修の専門課程(56時間)と専門課程(32時間)の両方を受講する必要がある。  
ただし、更新研修を受講するまでに、専門研修の専門研修課程(56時間)、専門研修課程(32時間)の両方、又は、どちらかを修了している人は、修了した課程(同じ時間数のもの)は免除となる。  
専門研修は18年度から実施しているので、研修修了証明書により、修了した研修課程を必ず確認すること。  
1回目の更新、2回目以降の更新で受講すべき研修が異なる場合がある。  
[参考資料2]を参照のこと。

問15	実務経験者の更新研修(56時間)+(32時間)を修了して更新した場合は、次回の更新に向け、免除となる研修はあるか。
-----	---

- (答) 更新後に実務経験があれば、次回の更新に向けて必要となる研修は、専門課程(32時間)のみであり、専門課程(56時間)は免除となる。  
次の更新に向けた更新研修を受講するまでに、専門研修を修了した場合の免除の取扱は、問14を参照のこと。

問16	平成16年度末までの登録者で、平成15年~17年度の基礎課程の修了により専門研修課程が免除された場合も、問15の免除は該当するか。
-----	---

- (答) 該当となる。  
平成15年実施の**基礎課程**、平成16、17年度実施の**基礎課程** 又は**基礎課程**の何れかを修了している者は、専門研修課程を修了したものとみなされ、受講が免除となる。

問17	平成28年度から更新研修、専門研修のカリキュラム(時間数)が変更となったが、平成27年度までに同研修を修了していた場合は、介護支援専門員証の更新申請は可能であるか。
-----	--

- (答) 可能である。新カリキュラムの同課程の研修を再度受講する必要はない。

平成29年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》9  
 (特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護)

問18	平成18年度以降、山口県で受講した専門研修、更新研修、再研修の修了証明書を紛失したが、再発行はできるか。
-----	--

(答) 研修実施機関である、「山口県社会福祉協議会」に問い合わせること。

[連絡先] 〒754-0893 山口市秋穂二島1062  
 社会福祉法人山口県社会福祉協議会 福祉研修センター  
 電話 083-987-0123  
 FAX 083-987-0124

問19	山口県で実施している介護支援専門員研修の実施機関等について、連絡先を教えてください。
-----	--

(答) 連絡先等は、以下のとおり。

項目	担当機関	
	名称	連絡先
登録、介護支援専門員証の交付、研修制度全般に関すること	山口県長寿社会課 地域包括ケア推進班	〒753-8501 山口市滝町1-1 電話 083-933-2788 FAX 083-933-2809
実務研修に関すること	一般社団法人 山口県介護支援専門員協会	〒753-0072 山口市大手町9-6 電話 083-976-4468 FAX 083-976-4469
専門研修、更新研修、再研修、主任介護支援専門員研修、主任介護支援専門員更新研修に関すること	社会福祉法人 山口県社会福祉協議会 福祉研修センター	〒754-0893 山口市秋穂二島1062 電話 083-987-0123 FAX 083-987-0124

注意

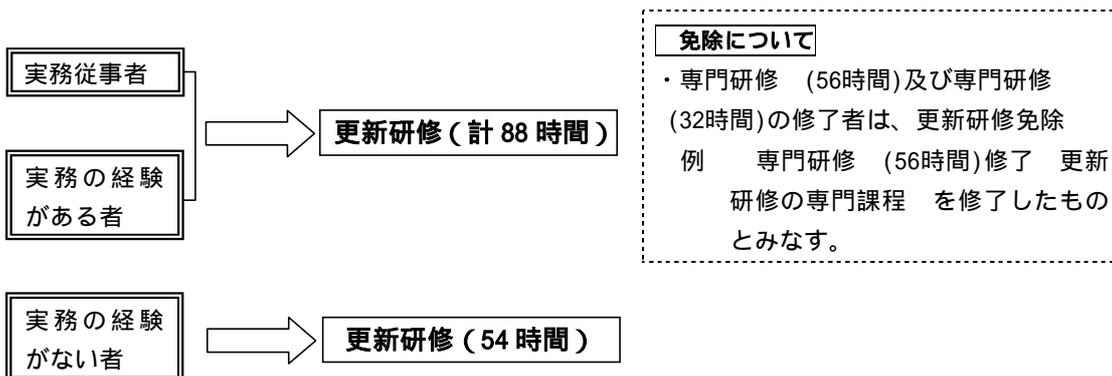
研修の受講については、開催要綱等で確認し、各研修申込み先へ提出のこと。  
 介護支援専門員証交付申請書(新規・更新)は、山口県長寿社会課へ提出のこと。  
 (更新研修等の実施機関である山口県社会福祉協議会では受付をしていない。)  
有効期間が満了するまでに、研修受講及び研修修了後の更新手続きができるよう、研修の受講計画を早めに立てること。  
 研修制度については、ウェブサイト「かいごへるぷやまぐち」に掲載している。  
 原則として、研修は、登録している県での受講となるが、受講できなかった場合、他県で受講することが可能な場合があるので、必ず山口県長寿社会課地域包括ケア推進班に問い合わせのこと。

[ 参考資料 1 ]

介護支援専門員の更新研修等について

1 有効期間内の者

有効期間満了時まで、更新に必要な研修修了 介護支援専門員証交付申請をしてください。有効な介護支援専門員証がないと、実務に就けません。



平成31年3月31日までに有効期間が満了する者

平成29年度更新研修を受講することができます。

(有効期間満了日の前年度から、更新研修を受講することができます。)

平成31年4月1日以降に有効期間が満了する者

平成29年度は、更新研修を受講することはできませんが、勤務年数等の要件を満たしていれば、専門研修を受講することができます。

専門研修(56時間) 実務従事者で、就業後6か月以上の者

専門研修(32時間) 実務従事者で、就業後3年以上の者

2 有効期間が満了した者

有効期間満了後、再研修を修了後、申請に基づき専門員証が交付されれば、再び、実務に就くことができます。 介護支援専門員証の交付を受けるまでは、実務に就くことはできません。



3 2回目の更新をする者

専門研修や更新研修で計88時間( + )の修了によって、更新を済ませた方は、更新後に実務経験があれば、次回更新に必要な研修は32時間( )のみとなり、56時間( )は免除となります。

上記の56時間( )の免除について、下記 の場合は対象となりません。

有効期間満了後、再研修を修了し、専門員証の新規交付を受けた場合

直近の更新時に、更新研修(実務未経験者向け)の修了により、専門員証を更新した場合



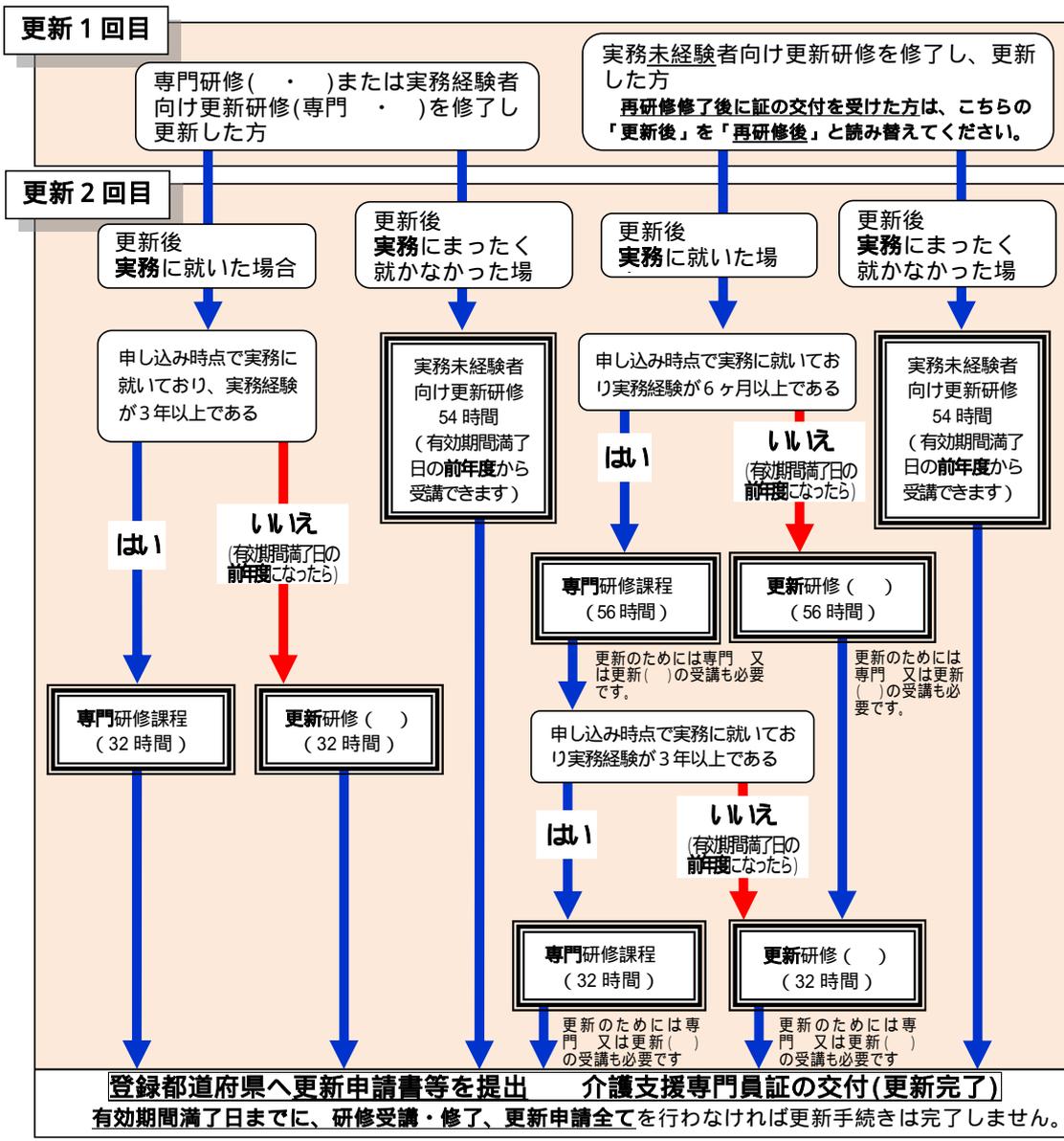
平成29年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》9  
 (特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護)

介護支援専門員証の2回目以降の更新について

(主任介護支援専門員については次ページ)

2回目以降の更新に必要な研修は、直近の更新時に修了した研修内容 直近の更新後(更新前の有効期間満了日以降)介護支援専門員として実務に就いた経験があるかどうかで異なります。

有効期間満了日までにお間違いのないよう受講・修了し、更新申請してください。



毎年度当初4月に更新研修等の研修日程を山口県ウェブサイト「かいごへるぷやまぐち」(<http://www.kaigo.pref.yamaguchi.lg.jp/>)に掲載します。有効期間満了日までに更新手続きができるよう、研修の受講計画を早めにとてられるようお願いいたします。

研修修了証明書は、更新後も保管しておいてください。(次回の更新時に必要な研修の確認に必要です。)

更新手続きを忘れ、有効期間が満了してしまった場合、再研修(54時間)を受講・修了後に交付申請をすれば、証の交付を受けることができます。(証の交付を受けるまでは、実務には就けません。)

「介護支援専門員としての実務」とは、居宅介護支援事業所等で介護支援専門員としてケアプラン作成を行っていることを指します。(認定調査員業務は、介護支援専門員の実務経験として認められません。)

## 山口県主任介護支援専門員更新研修に係るQ & A

【受講要件に関すること】 問1

【登録等に関すること】 問2 ~ 問9

[参考資料3] 主任介護支援専門員更新制度について

[参考資料4] 主任介護支援専門員更新研修修了者の介護支援専門員証の取扱いについて

【受講要件に関すること】

問1 受講要件の「毎年度4回以上」とはどの期間を指すか。

(答) 平成28年度以降、主任介護支援専門員研修または主任介護支援専門員更新研修受講年度を除く毎年度を指す。

受講要件を満たすためには、平成28年度以降、主任介護支援専門員更新研修受講前年度まで毎年度各4回以上参加していることが必要である。

ただし、平成28年度に4回以上参加していない場合に限り、平成28年度4回以上参加に代え、主任介護支援専門員更新研修受講年度(研修修了日まで)に4回以上参加することにより、受講要件を満たすこととする。(1回目の主任介護支援専門員更新研修受講まで)

例) 平成28年度に4回以上参加していない場合

- ・平成29年度主任更新研修受講...平成29年度に4回以上参加
- ・平成30年度主任更新研修受講...平成29、30年度に各4回以上参加
- ・平成31年度主任更新研修受講...平成29、30、31年度に各4回以上参加

【登録等に関すること】

問2 主任介護支援専門員更新研修を修了した場合、介護支援専門員更新研修を受講する必要があるか。

(答) 主任介護支援専門員更新研修を修了した者は、介護支援専門員更新研修は免除となる。

問3 主任介護支援専門員研修を受講した場合も、主任介護支援専門員更新研修と同じように更新研修が免除されるのか。

(答) 免除されない。

主任介護支援専門員更新研修を受講した場合は更新研修を受講したとみなされるが、主任介護支援専門員研修を受講したことでは更新研修は免除されない。

平成29年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》9  
(特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護)

問4	主任介護支援専門員更新研修を修了した場合、介護支援専門員証の有効期間更新の手続きは必要か。
----	---

(答) 主任介護支援専門員更新研修修了後、介護支援専門員証の有効期間内に更新手続きを行う必要がある。

主任介護支援専門員更新研修を修了しただけでは、介護支援専門員証の有効期間は更新されない。

問5	主任介護支援専門員更新研修はいつから受講できるか。
----	---------------------------

(答) 主任介護支援専門員更新研修の受講対象者は、主任介護支援専門員研修の修了証明書の有効期間がおおむね2年以内に満了する者となっている。

問6	主任介護支援専門員更新研修を受講しなかった場合はどうなるか。
----	--------------------------------

(答) 主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間が満了した場合は、主任としての資格が喪失となる。介護支援専門員証の有効期間内であれば、介護支援専門員としての業務に従事することは可能。

問7	主任介護支援専門員資格を更新しなかった場合、再度主任介護支援専門員の資格を得るにはどうすればよいか。
----	--

(答) 主任介護支援専門員更新研修を受講せず、資格が喪失した場合は、再度主任介護支援専門員研修から受講する必要がある。

問8	介護支援専門員証の有効期限が満了した場合でも、主任介護支援専門員資格は有効か。
----	---

(答) 介護支援専門員証の有効期限が満了した場合は、介護支援専門員資格失効と同時に、主任介護支援専門員資格も喪失する。

なお、介護支援専門員証の有効期限が満了するまでに主任介護支援専門員更新研修を修了できない場合や、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間満了日までに介護支援専門員証の有効期限が満了する者については、先に介護支援専門員更新研修を受講し、専門員証の更新手続きを行う必要がある。

問9	主任介護支援専門員更新制度導入以前に、介護支援専門員証の有効期限が満了したため、再研修を受講した後、新たに介護支援専門員証の交付を受けた者(現在は介護支援専門員証が有効期限内の者)については、最初の介護支援専門員証の有効期限が満了した時点で主任介護支援専門員資格も喪失したのか。
----	---

(答) 喪失していない。

ただし、平成28年度(主任介護支援専門員更新制度導入)以降、介護支援専門員証の有効期限が満了した場合は、介護支援専門員資格失効と同時に主任介護支援専門員資格も喪失する。

平成29年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》9  
(特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護)

[ 参考資料 3 ]

主任介護支援専門員更新制度について

平成28年度から主任介護支援専門員の資格に更新制度が導入されました。  
主任介護支援専門員(更新)研修修了証明書(主任介護支援専門員資格)の有効期間は5年間ですが取扱いに変更がありますのでお知らせします。

- 1 主任介護支援専門員の資格有効期間  
更新制度導入の経過措置による主任介護支援専門員の資格有効期間は以下のとおりです。

平成18～23年度に主任研修を修了した者	平成31年3月31日まで
平成24～26年度に主任研修を修了した者	平成32年3月31日まで
(参考)平成27年度主任研修修了者	平成32年12月7日まで
平成28年度主任研修修了者	平成34年2月8日まで

( 山口県で主任介護支援専門員研修を修了した者 )

なお、2回目以降、主任介護支援専門員の資格を更新した場合の資格有効期間は、最初の主任介護支援専門員更新研修修了日から5年間となります。

- 2 主任介護支援専門員資格の更新  
主任介護支援専門員の資格有効期間内に主任介護支援専門員更新研修を修了することにより、主任介護支援専門員の資格を更新することができます。  
なお、主任介護支援専門員資格の有効期間は、最初の主任介護支援専門員更新研修修了日から5年間です。

- 3 主任介護支援専門員更新研修の受講要件  
主任介護支援専門員更新研修は、当該研修受講要件(以下の～)のいずれかを満たす主任介護支援専門員のみ受講できます。

資格を有する期間内(過去5年間以内)に、介護支援専門員法定研修及び日本(都道府県)介護支援専門員協会(地域支部除く)が開催する介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者。  
地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の山口県が定める基準を満たす研修(『かいごへるぶやまぐち』に順次掲載)等に毎年度4回(他都道府県開催研修は4回のうち2回まで)以上参加した者。  
資格を有する期間内(過去5年間以内)に、日本ケアマナジメント学会及び日本(都道府県)介護支援専門員協会が開催する研究大会及び介護保険研究大会において、介護支援専門員に関する事例等について演題発表した経験がある者。  
日本ケアマナジメント学会が認定する認定ケアマナジャー。

- 4 主任介護支援専門員更新研修修了者の介護支援専門員証の取扱い  
(1) 主任介護支援専門員更新研修を修了した者は、「介護支援専門員更新研修」の受講は免除されます。  
(2) 主任介護支援専門員更新研修修了者の介護支援専門員証については、原則として主任介護支援専門員更新研修修了証明書の有効期間に置き換えて交付します。  
ただし、置換を希望しない者については別段の(所定の様式による)申出により、介護支援専門員証の有効期間を主任介護支援専門員更新研修修了証明書に置き換えないことが可能です。

なお、主任介護支援専門員更新研修を修了しただけでは、介護支援専門員証の有効期間は更新されません。当該研修修了後、介護支援専門員証の更新申請を行う必要がありますのでご注意ください。

平成29年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》9  
 (特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護)

[ 参考資料 4 ]

主任介護支援専門員更新研修修了者の介護支援専門員証の取扱いについて

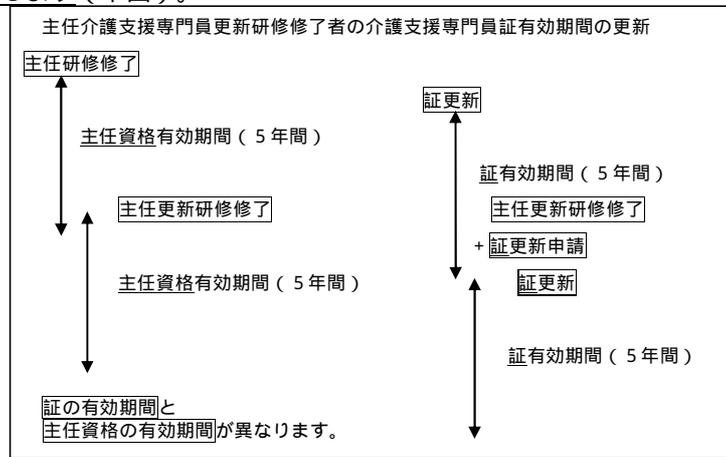
主任介護支援専門員更新研修修了者の介護支援専門員証について、平成29年厚生労働省令第48号及び「介護支援専門員資質向上事業の実施について」の一部改正等に伴い、以下のとおり取扱いますので、お知らせします。(平成28年12月に周知した取扱いを変更します。)

記

主任介護支援専門員更新研修修了者の介護支援専門員証については、原則として主任介護支援専門員更新研修修了証明書の有効期間に置き換えて交付します。  
 当該研修修了後、介護支援専門員証の更新申請を行う必要がありますのでご注意ください。

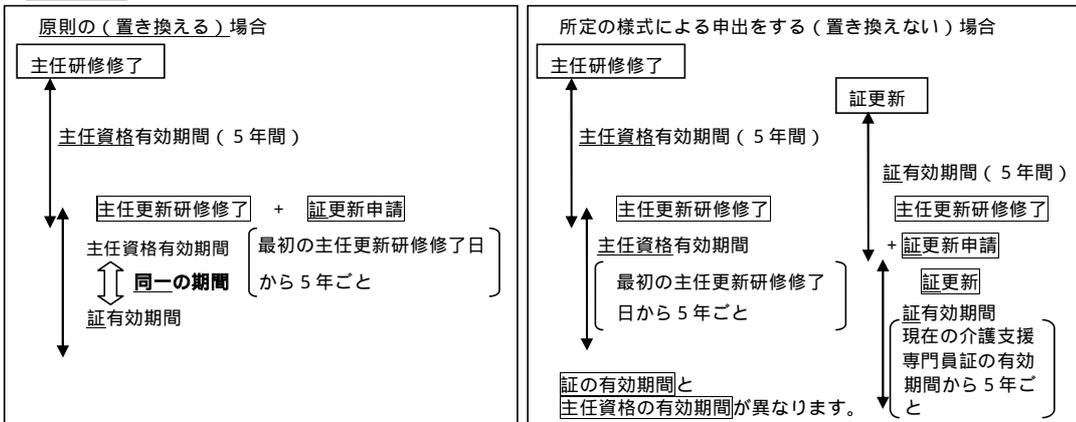
<平成28年12月時点>変更前

主任介護支援専門員更新研修を修了した者は、「介護支援専門員更新研修」の受講は免除されます。また、主任介護支援専門員更新研修修了者の介護支援専門員証については、現在の介護支援専門員証の有効期間満了日の5年後を有効期間満了日とする介護支援専門員証を交付します(下図)。



<平成29年5月>変更後 「別紙」参照

主任介護支援専門員更新研修を修了した者は、「介護支援専門員更新研修」の受講は免除されます。また、当該研修の修了者の介護支援専門員証については、原則として主任介護支援専門員更新研修修了証明書の有効期間に置き換えて交付するものします(下図)。ただし、置換を希望しない者については別段の(所定の様式による)申出により、介護支援専門員証の有効期間を主任介護支援専門員更新研修修了証明書に置き換えないことが可能です(下図)。

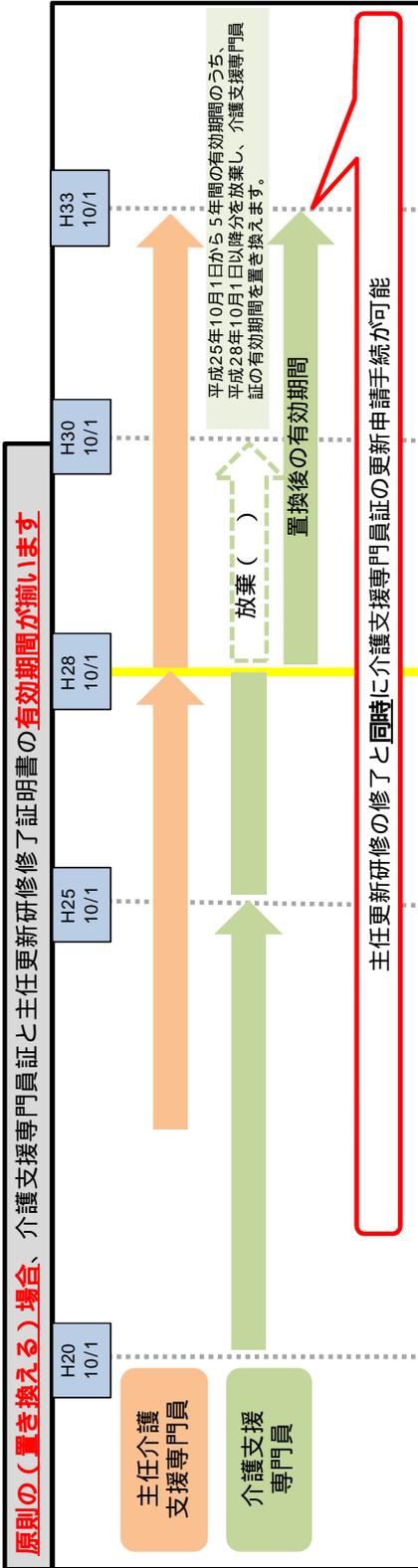


どちらの場合も、証の有効期間内かつ主任資格の有効期間内に主任更新研修を修了し、証の更新申請をする必要があります。

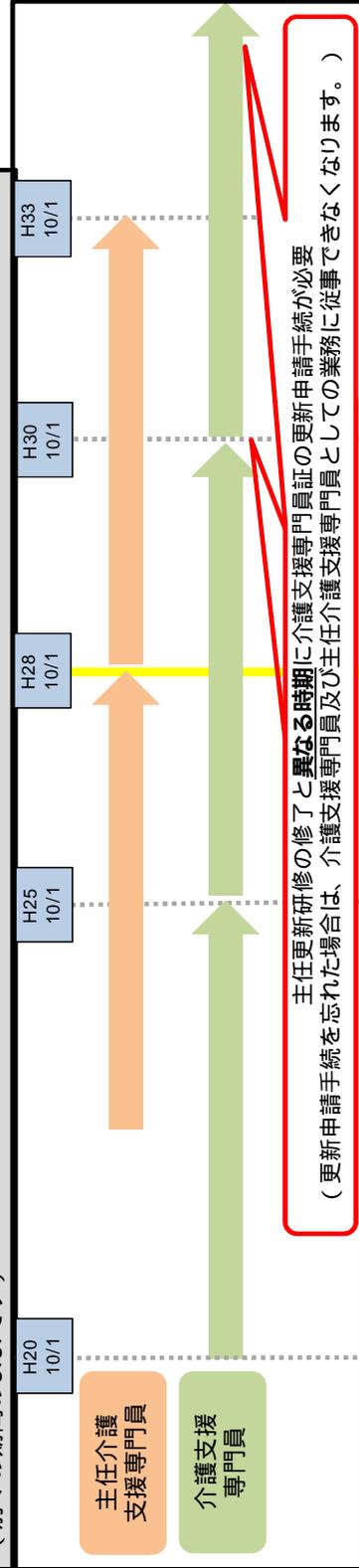
(別紙) 主任介護支援専門員更新研修を修了した者の介護支援専門員証の有効期間について

主任介護支援専門員更新研修(以下「主任更新研修」という。)を修了した者の介護支援専門員証の有効期間については、主任更新研修修了証明書の有効期間に置き換えて、両方の有効期間を揃えることを原則とします。

平成28年10月1日に主任更新研修を修了し、平成30年10月1日に介護支援専門員証の有効期間が満了する方の例



所定の様式により申出をする(置き換えない)場合、介護支援専門員証と主任更新研修修了証明書の有効期間は揃いません(別々の期間のままです)



## 養介護施設従事者等による高齢者虐待について

近年、養介護施設従事者等による高齢者虐待の相談・通報件数が全国的に増加傾向にあり、本市においても過去、高齢者虐待と疑われる通報を受け、監査（立入検査）を実施した事例がございました。

以下の数値等は全国での集計件数であり、社会福祉法人東北福社会認知症介護研究・研修仙台センターが作成した資料を引用して掲載しています。

出典：「高齢者虐待の要因分析及び調査結果の継続的な活用・還元方法の確立に関する調査研究事業報告書」  
 「高齢者虐待対応実務上の課題と改善のポイント」  
 「認知症介護情報ネットワーク（DCnet）」ホームページにも掲載されています。  
 (<https://www.dcnet.gr.jp/>)

### 1 「養介護施設従事者等」の定義

養介護施設、または養介護事業の業務に従事する者(経営者・管理者含む。)

### 2 高齢者虐待の相談・通報件数 市区町村が受理した件数。

	H18	H23	H24	H25	H26	H27
養介護施設従事者等	273件	687件	736件	962件	1,120件	1,640件
養護者	18,390件	25,636件	23,843件	25,310件	25,791件	26,688件

H27 相談・通報 1,640 件中、事実確認調査を行った事例は 1,456 件。そのうち虐待判断事例は 371 件。

### 3 虐待判断事例数

	H18	H23	H24	H25	H26	H27
養介護施設従事者等	54件	151件	155件	221件	300件	408件
養護者	12,569件	16,599件	15,202件	15,731件	15,739件	15,976件

H27 虐待判断事例 408 件中、上記 371 件以外は、平成 26 年度以前相談・通報分や、都道府県が相談・通報を受け付けたもの。  
 H27 虐待判断事例 408 件中、被虐待者が特定できた事例は 386 件、判明した被虐待者は 778 人。

### 4 施設等の種別

	特養	老健	療養型	GH	小規模多機能
件数	125件	37件	6件	65件	7件
割合	30.6%	9.1%	1.5%	15.9%	1.7%

	有料(住宅型)	有料(介護付き)	軽費	養護	短期入所施設
件数	39件	46件	3件	5件	19件
割合	9.6%	11.3%	0.7%	1.2%	4.7%

	訪問介護等	通所介護等	居宅介護支援等	その他	合計
件数	25件	24件	2件	5件	408件
割合	6.1%	5.9%	0.5%	1.2%	100%

「その他」は無届施設等。

平成29年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》9  
 (特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護)

5 虐待類型の組み合わせ

	身体的虐待(単独)	ネグレクト(単独)	心理的虐待(単独)	性的虐待(単独)	経済的虐待(単独)
人数	379人	58人	124人	9人	90人
割合	48.7%	7.5%	15.9%	1.2%	11.6%
	身体的虐待+心理的虐待	身体的虐待+ネグレクト	ネグレクト+心理的虐待	その他の組み合わせ・3種類以上	合計
人数	65人	25人	9人	19人	778人
割合	8.4%	3.2%	1.2%	2.4%	100%

6 被虐待者の基本属性 上記被虐待者778人分に係るもの。

- 性別 男性：26.6%，女性：73.4%
- 年齢 65歳未満障害者：1.8%，65-69歳：4.4%，70-74歳：6.0%  
 75-79歳：10.4%，80-84歳：17.2%，85-89歳：22.6%，90-94歳：22.1%  
 95-99歳：8.9%，100歳以上：1.9%
- 要介護度 要介護2以下：15.4%，要介護3：23.1%，要介護4：32.6%，要介護5：24.2%  
 (要介護3以上が約8割。要介護4以上が6割弱)
- 認知症 もっとも多いのは自立度 (34.1%)  
 認知症の有無が不明な場合を除くと、92.7%が自立度 以上。

7 虐待者の基本属性

- 職名・職種  
 介護職員：80.6% (うち、介護福祉士21.8%、介護福祉士以外28.4%、資格不明30.4%)  
 看護職：4.5%，管理職：4.5%，施設長：4.3%，経営者・開設者：2.0%
- 性別 (括弧内は介護従事者全般における割合)  
 男性：52.5% (20.4%)，女性：46.8% (77.8%)
- 年齢 (不明を除く。括弧内は介護従事者全般における割合)  
 [男性] 30歳未満：30.0% (18.8%)，30-39歳：36.9% (39.4%)  
 40-49歳：17.2% (23.7%)，50歳以上：15.8% (18.0%)  
 [女性] 30歳未満：13.9% (8.3%)，30-39歳：11.0% (19.5%)  
 40-49歳：20.8% (30.5%)，50歳以上：54.3% (41.7%)

8 虐待の発生要因 (複数回答形式)

教育・知識・介護技術等に関する問題	65.6%
教育・知識・技術に関する組織や管理者の知識・認識・管理体制等の不足	28.9%
組織・個人を特定しない知識・技術に関する問題	28.5%
組織の教育体制、職員教育の不備不足	24.8%
職員の高齢者介護に関する知識・技術の不足	23.2%
職員の虐待防止・権利擁護・身体拘束に関する知識・意識の不足	16.7%
職員のストレスや感情コントロールの問題	26.9%
虐待を行った職員の性格や資質の問題	10.1%
倫理観や理念の欠如	7.7%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	7.7%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	5.9%

9 高齢者虐待の防止のために

組織におけるストレスマネジメント

通報義務についての正しい理解

身体拘束についての正しい理解

- ・身体拘束に該当する行為について
- ・身体拘束の弊害について
- ・「緊急やむを得ない場合」について
- ・「緊急やむを得ない場合」に身体拘束を行う際の手続きについて

上記被虐待者778人中、虐待行為に身体的虐待が含まれる人数が478人

(61.4%)。そのうち虐待に該当する身体拘束を受けた者が248人(31.9%)。

研修の実施と苦情処理体制の整備

ストレスマネジメントについては、厚生労働省ホームページもご参照ください。

厚生労働省ホームページトップページ (<http://www.mhlw.go.jp/>)

政策について

分野別の政策一覧

雇用・労働

労働基準

施策情報

安全・衛生

施策紹介

メンタルヘルス対策等について

(ストレスチェック等の職場におけるメンタルヘルス対策・過重労働対策等)

【参考】山口県における養介護施設従業者等による高齢者虐待の状況

	H18	H23	H24	H25	H26	H27
相談・通報件数	0件	10件	7件	15件	20件	15件
虐待判断事例数	0件	1件	0件	0件	2件	4件

山口県における状況等については、山口県ホームページ等もご参照ください。

山口県ホームページトップページ

(<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp>)

医療・福祉

高齢者福祉

認知症対策・虐待防止

高齢者虐待防止・養護者支援に向けて(長寿社会課)

山口県介護保険情報総合ガイド(かいごへるぶやまぐち)トップページ

(<http://www.kaigo.pref.yamaguchi.lg.jp/>)

事業者の方へ

平成28年度集団指導の説明資料について

資料6

(高齢者虐待防止について)

全サービス共通資料です。

高齢者虐待防止に向けた具体的な取組事例も掲載されています。